

八筑医発第28-303号
平成28年9月15日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光
担当理事 馬田 裕二

医療費助成事業に係る審査支払事務の委託先変更について

柳川市及びみやま市においては、平成28年10月診療分から、被用者保険加入者分に係る医療費助成事業の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下「支払基金福岡支部」）へ委託されます。

今般、それに伴い、「乳幼児（子ども）」、「重度障害者（重度障がい者）」及び「ひとり親家庭等」の各医療費助成事業の審査支払事務については、従来、国民健康保険分、被用者保険分ともに福岡県国民健康保険団体連合会へ請求する取扱いとされておりましたが、平成28年11月提出分から被用者保険分については、支払基金福岡支部へ請求する取扱いとなる旨、福岡県医師会より連絡がありましたのでお知らせ致します。

なお、各医療機関等には、10月3日（月）の支払関係帳票等の発送に併せて通知されることを申し添えます。

記

1、実施時期 平成28年10月診療分より

2、委託される公費医療費支給制度

【柳川市】

法別 番号	制度名称		自己負担金額（１医療機関あたり）	
			入院外	入 院
８０	重度障害者医療費支給制度	３歳～小６	500円/月（上限）	500円/日（低所得者は300円/日）※月7日限度
		中学生～64歳		500円/日（低所得者は300円/日）※月20日限度
		65歳以上	無 料	
８１	子ども医療費支給制度	3歳未満	無 料	
		3歳～就学前	600円/月（上限）	500円/日 ※月7日限度
		小１～小６	1,200円/月（上限）	
		中１～中３		
９０	ひとり親家庭等医療費支給制度		800円/月（上限）	500円/日 ※月7日限度

【みやま市】

法別 番号	制度名称		自己負担金額（１医療機関あたり）	
			入院外	入 院
８０	重度障害者医療費支給制度	３歳～小６	５００円／月（上限）	５００円／日（低所得者は３００円／日）※月７日限度
		中学生～６４歳		５００円／日（低所得者は３００円／日）※月２０日限度
		６５歳以上	無 料	
８１	子ども医療費支給制度	３歳未満	無 料	
		３歳～就学前	６００円／月（上限）	５００円／日 ※月７日限度
		小１～中３	８００円／月（上限）	
９０	ひとり親家庭等医療費支給制度		８００円／月（上限）	５００円／日 ※月７日限度